



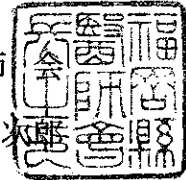
福岡県医発第 979 号(地)

平成15年8月23日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 関 原 敬 次



消防法施行令に基づく防火対策の強化について

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

本件は、平成13年9月1日に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえ、火災の予防上必要な事項等について、自動火災報知設備を設置すべき防火対象物の範囲の拡大等所要の措置を講ずるものとなっております。特に医療施設と他の施設とを兼用する建築物については、従来、延べ面積が500㎡以上かつ医療施設面積が300㎡以上の場合に、自動火災報知装置を設置することとなっておりますが、今回の改正では、延べ面積が300㎡以上と変更されております。(但し、平成17年10月1日まで経過措置あり)

また、上記の他、今回の改正では、火災の予防上必要な事項の基準適合に関する点検・報告制度の義務化がなされております。

つきましては、本件の趣旨をご理解いただき、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

なお、「①延べ面積500㎡未満」「②病院等の用途に供される部分が避難階にあり、かつ無窓階以外の階かつ150㎡以下かつ主要な避難口に容易に避難できること」以上2つの基準を満たす場合は、自動火災報知設備を設置しなくてもよい特例措置が設けられております。

平成 1 5 年 8 月 1 1 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

櫻 井 秀 也

消防法施行令に基づく防火対策の強化について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて昨年、防火対策の強化を目的として消防法施行令が改正されました。改正施行令の内、医療機関に関わりが深い事項として、自動火災報知装置の設置対象施設の拡大（この部分につき本年 1 0 月 1 日より施行）が挙げられます。

特に医療施設（病院、診療所及び介護老人保健施設）と他の施設とを兼用する建築物（以下、「複合用途防火対象物」）については、従来、延べ面積が 5 0 0 m²以上かつその内医療施設部分の面積が 3 0 0 m²以上の場合に、自動火災報知装置を設置しなければならないことになっておりました。

これに対して今回の改正では、自動火災報知装置の設置対象施設につき、複合用途防火対象物の延べ面積を 3 0 0 m²以上とされました。本件は、とりわけ住宅兼用診療所に対する影響が大きいものと存じます。

なお、今回の改正には経過規定が設けられており、本年 1 0 月 1 日の改正施行令施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築等の工事中の防火対象物にあっては、平成 1 7 年 1 0 月 1 日までに自動火災報知設備を設置すればよいこととされております。

また、2 つの基準を満たす必要がありますが、自動火災報知設備を設置しなくてもよいとする特例が設けられております。

なお、「複合用途防火対象物」の考え方につきましては、同封資料の「消防法施行令に基づく防火対策の強化について」の 3 枚目をご参照ください。

本件の他、今回の改正では、火災の予防上必要な事項の基準適合に関する点検・報告制度の義務化がなされております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

消防法施行令に基づく防火対策の強化について

1 改正の趣旨

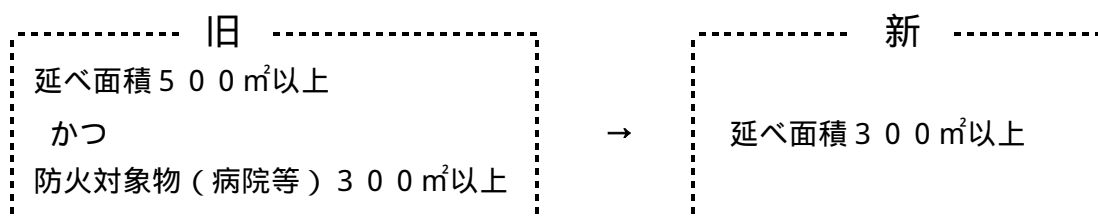
平成13年9月1日に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえ、火災の予防上必要な事項等について、自動火災報知設備を設置すべき防火対象物の範囲の拡大等所要の措置を講ずるもの。

2 主な改正の要点

(1) 自動火災報知装置の設置対象施設の拡大

防火対象物で300㎡未満のもののうち、階段が1つしか設けられていない施設を新たに設置義務対象施設に追加

複合用途防火対象物に関する基準の強化



病院等の防火対象物に係る基準：300㎡以上（従来どおり）

「複合用途防火対象物」とは、異なる2以上の用途のうち、防火対象物を含むもの。

「防火対象物」とは、施行令別表第1にあるもの。例えば、劇場、映画館、公会堂、キャバレー、遊技場、料理店、百貨店、ホテル、病院、診療所、助産所、老人福祉施設、学校、図書館、公衆浴場、神社、寺院、工場、倉庫など。

○ 特例措置（従来どおり）

複合用途防火対象物で以下の2つの基準をともに満たすものは、自動火災報知設備を設置しなくてもよい。

延べ面積 500㎡未満

病院等の用途に供される部分が

- ・ 避難階にあり、かつ無窓階以外の階 かつ
 - ・ 150 m²以下 かつ
 - ・ 主要な避難口に容易に避難できること
- であること。

(2) 一定の施設について点検・報告制度の義務化

- 以下の基準に該当する病院等の防火対象物及び複合用途防火施設に対して火災の予防上必要な事項が基準に適合するか点検し、報告する制度を新設。
 - ・ 収容人員が300名以上 かつ
 - ・ 病院等の施設で階段が2以上設けられていないもの

3 施行期日等

平成14年8月2日公布

平成15年10月1日施行

(但し、自動火災報知設備については平成17年10月1日まで経過措置あり)

複合用途防火対象物に関する規定（従来どおり）

以下のものについては、主たる用途のみの防火対象施設として扱われる。

- 主たる用途に供される部分が全体の 90 % 以上であり、主たる用途以外の部分の床面積の合計が 300 m² 以下であるもの。

一般住宅の用途に供される部分が存在する防火対象物については、以下の条件を満たすものも、主たる用途のみの防火対象施設として扱われる。

- ・ 一般住宅の面積 > 病院等の面積 かつ
- ・ 病院等の面積が 30 m² 未満
- 一般住宅として取扱う

- ・ 一般住宅の面積 > 病院等の面積 かつ
- ・ 病院等の面積が 30 m² 以上
- 複合防火対象物

- ・ 一般住宅の面積 < 病院等の面積
- 病院等として取扱う

- ・ 一般住宅の面積 = 病院等の面積
- 複合防火対象物